

平成18年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第4日目)

平成18年3月17日(金曜日)

午前10時00分開議

第36 一般質問

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
6番	大坪	勝廣	君	7番	柴田	喜八	君
8番	小坂	正利	君	9番	上原	豊茂	君
10番	高橋	徳男	君	11番	佐藤	静基	君
12番	小林	一甫	君	13番	渡邊	易右工門	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

5番 松浦 啓博 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 助 総務課長	長	深 見 定 雄 君	君
企 画 財 政 課 長	長	宮 川 伊 三 男 君	君
町 民 課 長	長	山 田 日 出 夫 君	君
福 祉 保 健 課 長	長	佐 藤 正 好 君	君
農 林 商 工 課 長	長	山 川 栄 二 君	君
建 設 課 長	長	佐 藤 純 一 君	君
水 道 課 長	長	山 内 啓 伸 君	君
施 設 車 両 課 長	長	竹 村 治 実 君	君
教 育 長	長	竹 村 治 実 君	君
管 理 課 長	長	小 田 藤 夫 君	君
社 会 教 育 課 長	長	小 野 茂 君	君
給 食 セ ン タ ー 所 長	長	平 塚 晴 康 君	君
社 会 教 育 課 業 務 監	長	佐 藤 明 美 君	君
教 育 委 員 長	長	石 森 修 君	君
農 業 委 員 会 長	長	上 野 敏 夫 君	君
監 査 委 員	長	白 崎 隆 誠 君	君
選 挙 管 理 委 員 長	長	鳥 山 勝 見 君	君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	長	四 十 物 義 雄 君	君
出 納 室 長	長	田 古 久 君	君
		菅 野 宏 君	君
		菊 池 一 春 君	君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 野 良 次 君	君
議 会 事 務 局 係 長	今 田 和 則 君	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告をいたします。本日は、松浦議員から欠席の届出がきております。

また、三好福祉保健課業務監から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（柴田喜八君） 日程第36、一般質問を継続いたします。

1番、田中與士信君の発言を許します。

田中與士信君。

1番（田中與士信君） 私は、町政執行方針に関わって2つの質問の通告をしています。

まず、最初に介護保険関係に関わる分について伺いたいと思ひまして、通告をしました。

確か7点なのですけれども、そのうち今までの質疑の、あるいは説明の中でいろいろわかった部分もありますけれども、まず基本的な部分と言いますか、それについて伺っていいのかなというふうに思っております。

ここにも書いてありますけれども、今度の制度改正による地域包括支援センターの開設、運営が介護保険の制度の行方を決めるという機関として、大きく位置づけられようとしている。それと合わせて、分権社会の中での地方自治のあり方を問うと。それを占うという、そういう可能性をもっているということを前提に質問をしたいと思ひます。

まず、最初に地域包括支援センターなのですけれども、設置や運営開始時期、それから現在の在宅介護支援センター、社会福祉協議会などの連携がどうなるのかと。これは説明の中で、かなりの部分がわかりました。できましたら、答弁書はたぶん全部用意しておられると思ひますけれども、場合によっては、端折って説明をしていただいてもかまわないのではないかなと思ひます。

それから2つ目は、この機関の大きな特徴にありますけれども、3人の専門職員を置くというのが義務づけられたと言ひますかね。行方を決める上で、非常に大事だということなので、ここにもありますけれども、保健師を置くということ。それからケアマネ、それからソーシャルワーカーとか、社会福祉士。これらを置くということを地域包括支援センターのスタッフの重要な課題と言ひますか、そのように規定しているのですけれども、それらに関わって人材の確保、あるいは見通しなどについて、10月開設、実際に運営するということから、すでにある程度準備されていると思ひますので、これらについての見通しなどについて伺いたい。

それから3点目なのですけれども、3月6日付けの北海道新聞で、地域包括支援センターの運営でいろいろなことが予想されるというようなことで、「包括支援センター忙殺」という見出しで記事になっている部分がありました。ここに書いてあった中には、特に要支援、それから要支援1、2ですね。この対応を地域包括支援センターが主体になって行うとい

うことで、それらに関わって、ケアプランの作成にあたっての担当数と言いますが、担当数の制限がありますので、そういう状況の中で大変だということと認知症あると。認知症があれば、その対応なども出てくると。それから、事務量も膨大になるというようなことを総合的に書いておきまして、要するに困難が予想されると。それらを報道を見まして、運営上、訓子府では運営上の不安だとか、あるいはこういう困難が予測できるというようなことについて、対処方法も含めて準備を始めているのかどうか、伺いたい。

それから、要介護1の方が要支援1と要支援2に変わります。今までの要支援1と要支援2というようなことで、介護サービスが予防給付を中心にするというようなことで変化します。当然、利用高の制限もありますし、それから介護保険からの質も制限されると。そういうような状況の中で、サービスも変化をせざるを得ないと。それらも含めて、特徴について伺いたいと思います。

4つ目なのですが、ここに書いてありますように、去年の11月、高齢者虐待防止法という法律ができました。この運用を地域包括支援センターが、実際に担うことになる予定であります。この法律を受けての対応で、どうやってこの法律を運用していくかと。直に町民と向き合ってますね。それらについてどうするのか、伺いたい。

5点目に、地域包括支援センターの運営財源。これはどのようになるのか、伺いたい。

6点目に、介護サービスと介護報酬の関係、変化、または影響について伺いたい。特に、今までの説明からしますと介護支援センターは、解消されるということになるのでしょうか、社会福祉協議会との関係はたぶん残る、依存をすと言いますかね。仕事をかなりの部分依存しなければならぬことも出てくるのかなと。そういう状況の中で、その協議会あるいは実際に運営や下請をするサブ機関と支援センターとの関係で、介護報酬でその制度上困難な予想されることがあるというようなことがありますので、そこら辺についてどうなっているのか、聞きたいと。

それから7点目に、高齢者虐待防止法の中に、高齢者の養護者に対する支援などが盛り込まれているのですが、それについて伺いたいと。

以上、7点。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 町政執行方針につきまして、介護保険制度改正に伴う地域包括支援センターの設置に関して、7点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「地域包括支援センターの設置・運営開始時期、在宅介護支援センター、社会福祉協議会との関係、連携はどのようになるのか」とのお尋ねですが、地域包括支援センターの設置時期は、原則平成18年4月1日とされていますが、条例で期日を定めることによって、最長2年間延長をすることができることとされております。

本町では、介護認定審査会を北見市、置戸町と共同設置していることから、両市町と足並みをそろえ平成18年10月1日の設置を予定しており、今定例町議会にその条例案を提案させていただいております。

また、現在、社会福祉協議会に運営を委託しております在宅介護支援センターは老人福祉法に定められた「老人介護支援センター」が設置根拠になっていますが、その業務内容は介護保険法に規定する居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービスなどの情報提供や相談及び指導、連絡調整などの援助を総合的に行うことを目的とする施設とされており、

今回設置を予定している介護保険法による地域包括支援センターにおける業務内容に含まれることから、9月末をもって廃止したいと考えております。

社会福祉協議会との関係や連携の面では、社会福祉協議会が運営している居宅介護支援事業所や訪問介護事業所などの介護サービス事業所、さらには特別養護老人ホームやデイサービス事業所などを運営している訓子府福祉会、医療機関などとの連携が一層重要になってくるものと考えております。

次に、2点目の「保健師、ケアマネ、社会福祉士などの人材確保と見通しについて」のお尋ねですが、地域包括支援センターの人員体制は、3分野に大別される包括的支援事業を適切に実施するため、保健師または経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を置くことが原則になっておりますが、人口規模や第1号被保険者数による除外適用があり、本町の場合2人体制で、うち1人は他の業務との兼務ができるとされております。

また、3職種のうちの主任介護支援専門員は、今回の制度改正で創設される資格であり、平成18年度以降に有資格者ができることになりまして、社会福祉士も現状での確保は難しい状況にあります。

こうしたことから、本町の地域包括支援センターの人員体制は、保健師を中心とした体制をとっていくことが現実的であると考えられますので、10月の設置に向け検討をしてみたいと思います。

次に、3点目の「要支援1、2のケアプラン作成等、事務量が多く困難が予想されるが、運営の不安、予測についての対処方法は」というお尋ねですが、地域包括支援センターの基本機能は、1点目として介護予防事業及び改正後の介護保険法に基づく新たな予防給付に関する介護予防ケアマネジメント、2点目として多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待などへの対応を含む総合的な相談支援事業及び権利擁護業務、3点目として高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の大きく3点に分けられ、いずれも相当な業務量になるものと予想されます。

この業務に対応していくためには、他の部署や社会福祉協議会などとの連携を図り、担当職員に過重な負担にならないよう配慮しながら、本町における高齢者福祉の中心的な役割を担っていく体制を作っていかなければならないと考えております。

また、要支援の介護サービスの変化、特徴についてであります。要支援、要介護1の方、いわゆる軽度者の状態像は多様であります。下肢機能の低下や閉じこもりなどにより徐々に生活機能が低下する廃用症候群が最も多いと言われており、これら改善の可能性の高い方に多様な状況に応じた介護予防サービスが可能になるものと考えております。

次に、4点目の「高齢者虐待防止法の運用窓口が地域包括支援センターになるが、どのように取り扱うのか」とのお尋ねですが、4月から施行される「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、身体的虐待、放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5種類を定義しており、このうち高齢者の生命または身体に重大な危険が生じる場合は、立ち入り調査をすることができるほか、一時的な保護をするための措置なども講じる必要があります。

これら、高齢者の虐待防止に関する業務も地域包括支援センターが担っていくことにな

りますが、地域において虐待を防止するためのネットワークの構築などにより、関係機関との十分な連携のもと進めていかなければならないと考えておりますが、今後、厚生労働省から示される必要な体制整備の指針に基づき、適切に対処してまいります。

次に、5点目の「地域包括支援センターの運営財源は」とのお尋ねですが、センターが行う事業に対する財源は大きく2点に分けられますが、一つには要支援1、2に対する介護予防サービス。いわゆる新予防給付に対しては、従来の介護サービスと同じ負担割合の国25%、道12.5%、2号被保険者保険料31%、1号被保険者保険料19%、町負担が12.5%となります。

2つ目の介護状態になる恐れのある「特定高齢者」に対する地域支援事業に対しては、経過措置がありますが、基本的には保険給付の3%を上限とした財源措置があります。

次に、6点目の「介護サービスと介護報酬の関係、変化、影響について」のお尋ねですが、今回の介護保険制度改正では介護予防を導入して軽度の方への過剰なサービスを抑える一方、重度の要介護者へのサービスに対しては、提供したサービスや機能を評価する報酬体系となっています。

また、1月下旬に介護報酬の改定案が社会保障審議会で了承されましたが、その内容を支給限度額で見ますと、現在の要支援は月額6万5000円ですが、4月以降、要支援1は月額4万9,700円、要支援2は月額10万4,000円となっております。

介護計画を作成するケアマネ報酬は、現行では一律8,500円とされていましたが、要介護度に応じ1万円から1万3,000円に引き上げられますが、予防給付に対する報酬は4,000円に引き下げられます。

これらの状況から、軽度の方は今まで利用していたサービスが利用できなくなる場合もあり得ますし、ケアマネジャーの標準担当人数が制限されるため、事業所の運営にもある程度の影響が出るものと予想されますので、状況を見守っていかなければならないと考えております。

次に、7点目の「高齢者虐待防止法にある高齢者の養護者に対する支援について」のお尋ねですが、高齢者虐待法では、市町村は養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談・指導及び助言その他の必要な措置を講ずるものとするとしており、緊急の必要がある場合は、高齢者が短期間養護を受けるための居室を確保するなどの措置を行わなければなりませんので、ショートステイの利用など、法の趣旨に沿った適切な対応を行ってまいります。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 田中與土信君。

1番（田中與土信君） 前段申し上げましたように、介護保険の仕組みそのものと運営については、現在国が進めている分権社会の中で、地方分権をどのように進めるかという一つの物差しになると言いますか、指針になると言いますか、そういう可能性のある、その一つの事業だというふうに言われている。そういう点から言いますと、地域的な特徴がどこを出そうと思えばよく出る、その制度になると言いますか、できるんだというようなことだと思うのですが、そういう前提を考えますと、この高齢化社会の中で訓子府が介護保険制度をどう進めるかということと合わせて、地域包括支援センターの位置づけやその活動の目標をどうするかということは、非常に町の将来をうらなう大事なことなの

でないのかなと。そういう点で言いますと、ただ漠然と国が制度としてやりなさいと言うからやるのではなくて、その分権社会に対応した組織として運営するという必要があるのではないのかなと思います。これは地方議会人の8月号に栃本一三郎さんという方が論文として書いているのですけれども、ヒューマンキャピタル、いわゆる社会財と言いますかね。そういうものを醸成するいい機会だと。高齢化、人口減、社会での地域社会が持続可能な社会になるかどうかという点で、非常に介護保険あるいはこの地域包括支援センターの運営ということを注目したいというようなことで書いてありました。そういう点で言いますと、一つの理念が必要になって、その理念に基づいて運営すべきだというように私は思うのですけれども、その点でそういうものを作って、そういうそれに基づいて運営することになるのかなと。そのそういう気があるのかなと。伺いたい。

それから、2点目に伺いましたスタッフの関係です。とりあえず3つの要素と言いますか、保健師と主任ケアマネ、それからソーシャルワーカーと、これが必要だと。そういう体制で臨むのがその望ましいということなのですけれども、現状を考えますと、今の状況から言いますと保健師さんは何人か訓子府にいますけれども、予算の説明の中にありましたように、今年、出産や育児休暇の予定の方もいるというようなことで、確保はするのでしょうかけれども、なかなかこれ運営する上で今の保健活動とあわせると、なかなか落ち着いてやるのは難しいのかなというように思ったりもするのですけれども、ただ、ある程度腰を据えて継続して目標達成できるような体制をとってもらいたいと思います。これは保健師さんについてですね。

それからケアマネは、訓子府は保健師さんが資格を持っているということもありますので、たぶんそれらも考慮されて、主任ケアマネの資格もたぶん取られるのでしょうかけれども、問題のあるのはその虐待の問題も含めて、そのソーシャルワーカーを置けないと。これは財政問題と絡むのですけれども、少なくとも3人の専門職員を置く財政規模が必要なのだと。そういうことから言いますと、だいたい2万人から3万人をその人口で言いますと、そこに一つの地域包括支援センターが望ましいというようなことが一般的に言われておりますけれども、そういうことを考えますと、広域でやる方法はなかったのかなとちょっと思うのですよね。特に置戸との関係で言いますと、置戸もたぶん同じようなその困難抱えていると思いますので、やっぱり専門の職員として置くことがこの地域としては必要なのではないのかなと。何とか、そういう点で工夫するということはできないのかなと思うのですけれども、そこら辺も含めて検討したり、制度的に可能なのかなどうか、あるいは置戸との話し合いができるのかなどうか。そこら辺について所見を伺いたいと。

それから3点目の要支援・介護、いわゆる先ほどお話のありました要支援1、2の俗に言いますと、廃用症候群と言いますかね。その予防のバックアップはここがやると。現在、1と2というふうに認定されている方が何人になっているのか、それからケアマネがケアプランを作成できるのは1人のケアマネで8人と制限されていますので、そういう点でその数の上で問題が出ないのかなどうか、可能なのかなどうかですね。そこら辺はどうなのか伺いたい。

それからケアプランの作成なのですけれども、これに必要ないろいろな業務を保健師さんがやることとなりますよね。例えば、実際にはケアプランをつくるのが地域包括支援センターの方になっているわけですが、できない場合はパブリックと言いますが、要

するに今の状態でいえば社会福祉協議会にお願いをするケースもたぶんあるかもしれませんが。そういうような状況の中で、認定に必要ないろいろな業務、特に質問と言いますか、そういうことも含めて物理的に可能なのかなのかどうか。今、社会福祉協議会が担当しております在宅の支援センターも、介護支援センターもケアプランの作成なんかはもう非常に大変な状況になっているのだらうなど。例えば、状況調査なんかはもうほとんどできないと。プランつくって、例えばそれを見てもらって、意見を聞いてまた作り直すなんてこと、ほとんど不可能だというくらい大変な状況になるのではないのかなというふうにちょっと予測しているのですが、そういう点を踏まえすと、実際に総合的に考えたらどうなのかなという思いがあるのですけれども、そういう懸念はどのようなのでしょうか。

それから、これは参考までに申し上げたいのですけれども、3月12日付の朝日新聞のシリーズ社会保障の中に、俗に言う廃用症候群と言われております要支援1、2について地域包括支援センターとの関係で、その実際にサービスを請け負うところとつながりの関係で問題があると、直だけで見ると。この新聞の中に書いてありますのは、体の状態だけでないのだと。家族の状態、生きがいなどから判断が必要だと。行政主導は、自立に意味を持つサービスの抑制を導くと。家事・援助もケアマネ、ヘルパーの指導で自立支援が可能であると。つまり杓子定規にやってしまうと、本当は自立にずいぶん役立っていることも制限してしまうのだと、そういう点があるんだよと。連続性が大事だということを書いているのですけれども、そういう点でそういうことにならないのかと。それについて伺いたい。

それから、これちょっと大事だと思うのですけれども、要支援1、2での介護予防のケアメニューなのでも、具体的にどう進めるのかと。それと実際にサービスを進める上で条件が整っているのかと。これについて、どういう認識なのか伺いたい。この介護予防のケアメニューの中に、運動機能の向上、それから低栄養の予防、口腔ケア、この3つを重視するというようになっていきますけれども、これらも含めて先ほど申し上げたことについて伺いたい。

それから4つ目、高齢者虐待防止法との関連で聞きたいのですけれども、先ほどの答弁の中にありましたけれども、要するに児童福祉法という児童相談所の役割はショートステイでやるようなお話がありました。今の介護保険との絡みで、訓子府、幸いにして余裕はありますので、そういう点で言いますと、緊急のときに間に合わないということはないのかもしれませんが、そこら辺がどんなふうになっているのか、どのようにするのかという点で伺いたい。

ちょっと5点目に関わって聞きたいのですけれども、先ほど私が財源の関係でどういう運営するのかと、運営財源をどうなるのかというようなことで伺いました。今、一つのモデルとして出されている、先ほど申し上げましたように、大体人口2万人から3万人と。それだけないと3人の専門職の配置が可能でないのだと。大体介護保険会計のうちの1.5%から2%をその地域包括支援センターの運営に充てるというのが、政府の構想と言いますか、構想らしいのですよね。そういう点から言いますと、訓子府は介護保険会計大体4億2,000万円ぐらいですから630万円から800万円ぐらいしかならないと。そうなりますと、その人件費で言いますと2人分にもならないということになると思います。そうなりますと、自治体が責任を負う組織になりますから、実際に介護保険で利用者にな

るべく負担をかけないという前提で考えますと、一般財源での運営も考えざるを得ないのでないかなと思うのですけれども、それについてどうなるのか、どのように考えておられるのか、伺いたい。

それから7点目の関係で聞きたいのですけれども、高齢者虐待防止法では9条で高齢者虐待協力者の規定があります。18条で、協力者の周知をするのだと、しなければならないのだと。それから28条で、成年後見人制度と言いますか、後見制度、これについて記述があります。これらも含めてどのように対応されるのか、伺いたい。それから附則の2で高齢者以外でも擁護者についての対応の制度化を検討すべきだというふうになっていきますけれども、これについてどう考えるか、伺いたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまご質問をいただきましたので、順にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の地域包括支援センター理念に基づいて運営をすべきであるその気があるのかというお尋ねでございますけれども、地域の老人、訓子府町における老人福祉施策の拠点になるような組織と言いますか、センターを目指して設置をしていきたいというふうにまず思います。

それからスタッフの体制でございますけれども、まず広域での、置戸町との方法なかったのかというご質問でございますけれども、実はこの部分につきましては、広域という観点では検討をしてございません。それで確かに、国のほうの施策の部分で申し上げますと、基本的には人口は2万人から3万人というふうに言われておりますけれども、地域の実情に合ったような形ということも言われていまして、小学校区とか中学校区、そういうような形での設置ができるというふうにもなっておりまして、確かに置戸という方法もないわけではないのかもしれませんが、実態としては訓子府町、例えば合併した場合でも、北見と留辺蘂が合併しておりますけれども、留辺蘂には一つ地域包括支援センターを置くというようなことも聞いておりますので、そういう観点から考えても訓子府町に一つあるのが適当なのかなというふうには、そのような判断をしております。

それからケアプランの作成の部分でございますけれども、要支援についての人数のお尋ねがございました。要支援の1、2の認定につきましては、包括を設置する10月以降の認定ということになってございますけれども、現在想定されるのは、今年の1月時点でございますけれども、現在認定されている要支援の方が18名、それから要介護1の方が74名いらっしゃいます。それでこの要支援の方が、そのまま要支援1に移行するとして18名、要介護1の人が要支援2に移行する、ここ74名でございまして、国が示しているのはおそらく60%程度が要支援2に移行するのではないかと考えているので、そう考えますと要支援2の認定が45名、合わせて63名ぐらいが新予防給付の対象になるというふうに今のところ予測をしております。

それでのケアプラン作成1人で8名ということでございますけれども、これは実際問題、社会福祉協議会ですとか、その他の居宅事業所にある程度委託をかけていくということも視野に入れながら対応をしていかなければならないというふうに思いますけれども、ただ全体で、今の時点できちっとそこまでいけるのかというのは、これからちょっともう少し詰めなければならないという部分もあるのかなというふうに考えております。それで社会

福祉協議会も大変な状況にあるというふうなことでございますけれども、社協としまして、地域での役割というものを考えると、ある程度この受け入れていただかなければというように思いもちょっとございます。

それから、杓子定規にその法律を適用してしまうと自立に役立つことも制限をしてしまうのではないかというお尋ねもございましたけれども、そういう部分も確かにあるのかもしれないけれども、とりあえずは法の趣旨に従って進めていくという前提で進めさせていただきたいというふうに思います。ただ、町の施策としまして、現実で高齢者福祉、介護保険特別会計ではなくて、一般会計の中でも様々な福祉施策をとってまいりますので、そこら辺での対応もできるのかなというふうにも思います。

それから予防のケアメニューでございますけれども、サービスを進める上での条件が整っているのかということでございますけれども、そこら辺のところは実際にサービスを受け入れていただく訓子府福祉会ですとか、そこら辺とこの協議を少しずつはじめておりまして、今後条件が整えるように進めてまいりたいというふうに思います。

それから虐待防止の関係ですけれども、ショートステイの部分につきましても、訓子府福祉会のご理解をいただきながら、そこら辺のところの体制の整備にも努めてまいりたいというふうに思います。

それから財源の部分でございますけれども、今1.5%から2%というふうなお話でございましたけれども、経過措置の部分では確かにおっしゃるように、平成18年度には地域支援事業といたしまして2%というふうなことになってございますけれども、最終的には保険給付費の3%以内ということになってございまして、本町の介護保険給付費が約4億円。平成18年度予算では、4億円をちょっと切っていますけれども、そういうふうな考えますと最大限1,200万円程度の財源措置ということになるのかなというふうには思いますけれども、ただいずれにしましても、人件費等々考えますと、それで全部の事業費をまかなえるかということになりますとちょっと難しいところもあるのかなと。そういうことになれば、一般財源を充てざるを得ないという不足する部分については、一般財源を充てざるを得ないという事態にもなるかなというふうには思っております。

それから最後に、虐待防止法の擁護者の関係でのお尋ねでございましたけれども、実際、この虐待防止法を地域包括支援センターの中で扱いなさいというふうな決めにはなっているのですが、町長の答弁の中でお答えしたと思いますけれども、その詳しい内容につきまして、まだ市町村の段階に下りてきておりませんので、実際私どももどういふふうな扱いをしたらいいのか正直まだわからない部分もございまして、今後10月に向けて適切な対応をとれるように研究などをしてきたというふうな考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） それからちょっと聞き忘れましたが、質問の4つ目なのですが、要するに虐待にかかわって、地域包括支援センターにその状況などが集まってきたものを解消のために地域包括支援センターが対応すると。そこでちょっと問題になるのは、簡単に考えると警察との関係はどうなるんだと。必ず出ますよね。その点で、どんなふうな考えていますか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 警察との関係でございますけれども、法の中ではその立ち入り調査をすることができるということになってございまして、そのときには警察の協力も依頼できるというふうなことにはなっておりますけれども、それはケースバイケースというふうに考えなければなりません。これは虐待防止、確かに重要なことではありますけれども、一方では一歩間違えるとそのプライバシーの問題とか、いろいろな部分が出てくるというふうに思いますので、それはケースバイケース。先ほども言いましたけれども、厚生省の指針が出された中で、そういうこともうたわれてくるのかなと思いますので、それを見ながら対応していきたいという考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與土信君。

1番（田中與土信君） 今までの説明を総括しますと、地域包括支援センターの運営については、要するに介護を受ける要支援者の対応が十分に行われるのかどうかというのと、合わせて、介護保険でのそのサービスや運営に影響が出ないのかどうかというのが、まず総括した中での心配事になるのですけれども、今の状況で言いますと、どんどんその高齢者が増えていくと。そういう中で、介護保険とのかかわりが重要になってくる。その中で、地域包括支援センターがどういう役割を果たす。そこら辺になると思います。よく言われるのは、地域との協働、特に今の状況の中で、訓子府が自立を選択しました。住民との協働という話があります。協働に関わって、住民に特にその要支援1、2の方などについては、地域がどう関わっていくかということが生きる希望を持たせたり、地域を支えていく大きな原動力になるのではないかなというように思います。

前にたぶんお話ししたことあると思いますけれども、栄村の下駄履きヘルパーの話をしたと思いますけれども、すぐその近くにそういう立場の人がいると。そういう状況で要請をしたと、あそこは。そういう形で、地域が関われるようなやっぱり工夫が必要なのではないのかと思います。できればそういう組織者に、私はできればこの仕事に関わる人はなっていただきたいと思うのですけれども、それについて伺いたい。

それから高齢者虐待防止法に絡んで、いろいろな諸般の事情で、社会福祉士が置けない。けれども、実際には専門的な知識も含めて、そういういろいろなことに対応できる知恵が必要なだろうと。できればそういう人材を要請をするなり、確保するなり、やはりやっぱり考えてほしいのだと思うのですけれども、この2点について再度伺いたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、1点目のほう私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。その地域のかかわりという部分でのお尋ねでございますけれども、この地域包括支援センターの業務の中でと言いますか、本年度、平成18年度予算の中で、先日ご説明いたしました介護保険事業特別会計の中に、地域支援事業という新しい事業が立ち上がってくることとなります。この中で地域とのつながりも重要視をしております、一つには介護予防に関するボランティア等の人材育成のための地域活動組織の育成支援という項目もございまして、若干であります予算も計上させていただいておりますので、そういう部分での育成を図っていききたいというふうに考えてございまして、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 2点目で、地域包括支援センターの設置に関わりまして、社会福祉士の配置も重要なことではないかというご質問ございました。確かに私どももこの点については、将来的に社会福祉士の配置をしなければならないというふうには考えてございます。ただ、新たに設置するセンターでございまして、今後事務の流れ等々を考えながら、今後この社会福祉士の配置について、あまり遅くない時期に確保できるように努めてまいりたいと、そのように考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） あまり時間がありませんので次に進みますけども、大きな2点目に障害者自立支援法についての質問を通告しています。

この通告の1点目は、今年の4月から施行の身体、知的、精神障害に対する福祉サービスの一元化を目的にした障害者自立支援法。この概要について伺いたい。

それから、受益障害者の自己負担と自己負担能力との乖離について、指摘や法律に対する批判があるが、問題点についてどのようにとらえているか、伺いたいということで、2点質問を通告しています。

これらは答弁を聞いたあとに議論を深めようと思いましたがけれども、どうも時間がありませんので、通告だけに答弁をお願いいたしまして、またの機会にしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 障害者自立支援法につきまして、2点のお尋ねがありましたのでお答えします。

まず、1点目の「障害者自立支援法の概要について」のお尋ねですが、この法律は障害のある方が、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的としています。

その大きな特徴は、身体障害者、知的障害、精神障害といった障害種別や年齢に関係なく共通のサービスを受けられることと、利用者負担を今までの所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した定率負担に見直しをするものです。

新たな障害福祉サービス体系として、障害の種別ごとに複雑に組み合わされていた施設・事業体系を、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所などの介護給付と自立訓練、グループホームなどの訓練等給付の2種類の体系となっております。

また、市町村が地域生活支援事業により地域の実情に合わせ、障害者の相談支援や移動支援などのサービスを提供することになります。

利用者負担は、原則1割負担となりますが、所得に応じた1ヵ月あたりの上限を設けるほか、利用者負担の減免として同一世帯でサービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険サービスを利用した場合は、高額障害福祉サービス費が支給されることとなります。

これらの利用者は、障害程度区分の判定を受ける必要がありますが、認定審査会の設置は北見市、置戸町との共同設置をする予定で、今次の定例町議会にその設置案をご提案申し上げます。

また、医療面では、従来それぞれの法律によって適用されてきた更正医療、育成医療、

精神通院医療が、自立支援医療として支給認定手続きや利用者負担の仕組みが共通化されます。

自立支援医療の利用者負担は、原則1割負担となりますが、障害福祉サービスと同じように、所得に応じて1ヵ月当たりの利用者の上限額が設けられております。

また、長期にわたり継続する疾病、症状に該当する場合は、さらに負担が軽減されます。

また、障害者に創作活動や生産活動の機会の提供を行うため、市町村に地域活動支援センターの設置が求められており、本町の障害者共同作業所についても地域活動支援センターへの移行などを検討していく必要があります。

次に、2点目の「受益障害者の自己負担と自己負担能力の乖離について批判があるが、問題点についてどのようにとらえているか」とのお尋ねですが、自立支援法導入の背景の一つには、平成15年4月から障害福祉サービスにおいて支援費制度が導入され、それまで行政がサービスを決定したものを、障害者自らサービスを選択する制度として運用されてきましたが、利用者が想定を大きく上回り、財政事情が厳しくなったことが挙げられています。

こうした背景を受けて、利用者の原則1割負担が導入されたものと理解しております。年金で暮らしている障害者の方も多く、負担が重くなる方もいると思いますが、利用者負担の上限設定があり、さらに入所施設やグループホームの個別減免、高額障害福祉サービス費の支給などの措置があり、過重な負担にならないように設定をされているものと考えます。

また、利用者の原則1割負担が導入され、財源の確保されたことにより利用者を増すことができることから、主要な障害者団体が法案の早期成立を求めたとも報道されています。

いずれにしましても、町として障害者の方の実態を十分に把握し、相談体制の充実を図るなど適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 田中與土信君の質問が終わりました。

ここで午前11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は4番、山本朝英君の発言を許します。

山本朝英君。

4番（山本朝英君） 冒頭に一言、私の気持ちを伝えて通告書に入りたいと思います。

それは昨日の一般質問の中で、農業予算が突出しているというような指摘もございました。そういうことから考えると、今回の私の通告書というのは相反するようなものでございますので、一言申し上げたいと思いますが、農業の町訓子府というようなことで大変土地改良に力を注いでいただいたということは言うまでもございません。実は皆さんもご存知のように私も組織のものを、てん菜等を預かっておりまして、昔は端野という町がすごい町だったんですね。訓子府の作物どれも勝てない。そんなことから、とにかく端野に追

いつこう、そういういろんな施策も農協も含めてやった経過がございます。あるいは、また農業関係者の中で、女性の方が端野に嫁さんに行くということもしばしばありましたけれども、相手がどんな男か顔もわからないけれども、端野という言葉が出ると「いや、いいところ行くな」と。そういう時代がずっと続いていました。そんな中で、組織では「端野に追いつこう」と、「そうしたらどうしたらいいのだ」というようなことで、ずいぶん対策を取りました。

一方で行政の協力を得まして、土地改良が進まさせていただいたということもありますし、農協も含めて一丸となって取り組んだ結果だと思いたいますが、これは我々も取り組んでから3年目にもう端野に追いつきました。端野に追いついたときに、「何をやる」「今度は追い抜かすために何をやるか」ということで、その後になりますけれども、訓子府の農業の町訓子府だというようなことで、深見町長も当初から農業の町訓子府ということで、各施設がすべて揃ったと。こんな町はたぶんないだろうと思っています。パワーアップ事業につきましても、5%になってからずいぶん施工、量が増えて、今この現在があるのだと考えています。これはすべて土地改良だけということではありませんけれども、農協も一体となった取り組みの成果でございます、端野は今何を言っているかと。「訓子府には、もう追いつけない」と「勝てないんだ」という言葉も口癖です。

土地改良よく見ると、土地改良も遅れているんですね。その大きな差があるのかなというふうに考えておりますし、訓子府の町長、パワーアップ事業の何て言いますか、そのパワーアップ事業を乗せた張本人でございますから、決して誉めるつもりはないですけれども、さらにその土地改良が増えたということの結果でもあったのかな。そのことが自主的に、その農業予算の経費の増にもつながる。がしかし、一方で訓子府新報のこれはいつだったですかね。町の借金は4億円減少とあります。その税収の増は、一方では税収の増なのですけれども、これは平成15年産の収入、農業収入の増によるものだという記事がありました。これは平成15年産のみならず平成16年も平成17年も莫大に増えています。所得税だけで1億円超えていますから、3,000万円以上超えていますから、それにあまり報道陣いないから言っているのだと思いますけれども、青色の全体を見ても専従者にずいぶん振っています。当然そこにまた税も発生する。消費税も上がっています。これは今年、去年の税収が今まだ出てこないのですが、出てきます。来年もまた同じ、今年よりは落ちるかもしれませんが、また税収が出てくるというようなことで、その効果というのは非常に大きいなと思っています。昨日の一般質問の中とずいぶん考え方違うものもいるのだなと思うかもしれませんが、やはり農業の町訓子府ということから、さらなるこの異常気象の中で今後どう対応するかということの前向きな通しとして、私は今回の通告書をしたところでございますので、細かいところについては、その中で出てくるかもしれませんが、その点一つご理解をいただきたい。私の考えを一端述べて入りたいと思います。

それではさっそくということになりませんが、通告書に基づきまして一点伺いたいと思います。

農業の町訓子府の畑地かんがい事業は行政としてどのように考えているのかということでございます。

深見町長は、農業関係者の会合あるいは後継者等の結婚祝賀会などでは祝辞を含めて、

必ずと言っていいほど、「農業の時代が来る、食糧の時代が来る」、そういう挨拶や話の中でされております。私は確かに最初はまたかなという感じで受け止めておったことも事実でございますが、昨今の各途上国の人口増を、インドや中国、特に中国については脅威であるという状況です。日本の食料が取られるのではないかというようなテレビ報道でもしています。

一方では、地球全体が異常気象でありまして、そういうことから考えると全く同感だということでございます。また、誰もが温暖化の時代に入ったなと感じているものだと思います。一昨年、100年に一度という大雪、昨年の春の少雨、夏の干ばつ、各作物がその影響を個人差はあるものの大きく受けた作物もあります。そういうことから考えますと、今後さらに地球温暖化、これは私は進むと思っていますが、進むとするならば、農業の町訓子府町にも将来農業後継者が育たない。そういう時代がくるのではないかなと危惧するものであります。私は訓子府農業にとって、今後畑地かんがいというものは必要不可欠な大事業であると、そういう考えておりまして、次の点について何点かについて伺いをしたと思います。

まず、入る前に大変申し訳ないのですが、上から1の「サンポンド」と書いていますが、これ訂正をいただきたいなど。勘違いでございまして、「ファームポンド」ということです。これは溜池みたいなもののを示しておりまして、これは最近のダム、大きなダムをつくらなくて、高いところにポンプアップをして、その落差でもって電気を起こすというような方法をとっている。いわゆるファームポンドということだそうです。

当初の置戸に春日ダムをつくって、そこから水を引く場合という大きな計画がございました。これは費用が非常に大きくて、また地形の関係がありまして、水が漏れるとか、岩盤が状態が良くないとかってというようなことがありまして、中断になったということもありますし、そういったダムから引く、ダムをつくってダムから水を長距離引いてくるといふことと、いわゆるファームポンドという、境野と境界ぐらいの南北に高いところに一旦上げて溜めて、そして、その水圧でかん水をする。あとから出てきます水利権の問題もあります。そういう方法との経費の差、概ねで結構かと思いますが、あるいは工期なども含めてどのぐらいなのか。まず、1点目で伺いたいと思っています。

それから2番目の、私もかん水をしている経過ありますけれども、干ばつ年における各作物の、かん水した場合の増収効果、かん水の効果あるいは病害虫効果などを行政としてどのようにとらえているのか、伺いたいと思っています。

それから3番目と5番目あたりが、4番目もそうなのですが、関連するところありますけれども、いわゆるこの事業の内容あるいはその負担割合について伺いをしたいと思えます。

4番目は、訓子府に900町、当初の水田の面積だそうですが、この面積の水利権があるということです。今100町ぐらいしかないのですが、その水利権の用途変更。例えば、水田がなくなったけれども畑に使っているというところがあると思うのですが、安心して使えるように開発局からいろんなことを言われたいためにも、その用途変更しておくことによって安心してかん水ができるのではないかということから考えますと、その用途変更というのは可能なかどうか、伺いたいと思っています。

それから5番目の、今現在中ノ沢の沢も含めて105町ぐらいの水田だそうですが

も、その地帯の畑地かんがいの調査あるいは全体も含めて、ファームポンド調査を含めてどのように考えているか、伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 畑地かんがい事業に関するお尋ねですが、本町といたしましては、平成6年度から平成12年度の7年間をかけ、網走開発建設部が主体となり、2度にわたる全農業者の意向調査を含め、様々な角度から検討した結果、最終的には実施を見合わせることにし、平成13年第1回定例町議会会期中に報告した経過があり、現段階では町として当時の考え方を踏襲しており、1点目及び5点目の事業費や調査費等のお尋ねについては試算しておらずお答えすることができませんので、まずご理解をいただきたいと思えます。

2点目の干ばつ年のかん水による増収等の効果についてのお尋ねですが、普及センターによる試験データを見ますと玉ねぎ等野菜で特に大きな効果があり、畑作物においても年によっては15%程度の増収効果がございます。また、1玉重も増加しており、品質向上効果も期待されます。かん水は馬鈴しょ「そうか病」に効果があることが実証されており、農業試験場のデータによりますと年によっては防除価が30%を超える結果となっております。

なお、かん水効果はその年の降水量もちろん、ほ場による格差もありますことをご理解願いたいと思えます。

3点目の事業を実施した場合の負担割合についてのお尋ねですが、事業内容により異なりますが、受益面積1,000ha以上の国営事業の場合、国80%、道15%、地元5%であり、末端部分については受益者20%負担の道営事業となります。

4点目の水利権に関するお尋ねですが、常呂川地区におきましては水田水利権として約520haを昨年度に更新済みであり、土地改良区としては、当面現状を維持していく考えでありますのでご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） まず、8年前、10年前頃からはじめたのだと思えますけども、あの当時というのは非常にどういうものですかね。雨が比較的多かったというような時期であったと記憶をしております。それと一つには経費がどのくらいかかるのかというような、あの当時確か負担率が25%くらいだったと思うのですね。今はもうそういう古い、まだ記憶が我々ありますけれども、現在ではそういう負担率になってきていないということが一方にあります。そんなことで農業者全体が判断する材料がない。あとから出てきまずに調査だとか、あるいはいろんなことをすることによってそれを提示してはじめて農業者に判断を仰ぐということになります。我々もこういう立場でありながら国営なんていうことを考えますと、南の方のことが頭にポッと浮かんできまして、こういうことであると行政が後々尻拭いしなければならないなというような考えがありまして、そういうことから考えますとあくまでも農業者団体がぜひやってほしいと、そういう声が出たときにはあとのほうにもあります土地改良区ですか、権利を持っている人たちの話し合いだとか、あるいはそういうものを含めて、農業団体としっかりしてデータを示さないと農業者が中止になって、そういった希望があった場合にどういう考え持っているのかなど。どういう判断をすることをお聞きしたいと思っておりますし、収量の差は私も留辺蘂の畑でかん水を

している。もう10数年、20年近くなりますけれども、昔は4年とか5年とか干ばつ時が離れたのです。意外と。そんなことで、あまりそのかん水の必要性ということが何年に1回しかないのかなというような判断でやっていたのですが、最近その年数が近くなってきたことは事実です。干ばつ年が近くなった。これも異常気象なのでしょうけれども、そういうことから考えてみますと、こんなこと何年も続けたら大変だなという考えを持つ一人なのですよ。

単純に玉ねぎなんか見ますと、砂利層のところでかん水をしているのですけれども、概ね6基、昨年でもありました。一昨年とほとんど変わらない。平年作。ところがかん水できない、砂利も何もないところは4基しかないのですよ。規格がどうなのかということで、4基と6基の差というのは2基の差というのは、規格がすごく変わるのですね。今年のはたまたまS玉がうまく、あまり全体値段高いものですから、目玉商品にS玉を入れて結構高く売ってもらっています。2,000超えるとなかなか上が売れにくいということだそうですから、それでも2,300円くらい違うのだそうです。平年は500円くらい違う。そうすると2基違って、さらに規格で相当の差が出てくる。そうすると2基半か3基近い差が、最終的には差が出るということだそうです。

昨日も、利率も含めて農協に聞きました。そういうことで、町長言われたように玉ねぎとか野菜には効果大きいというのがあります。これがそのほかの麦なんかどうなんだと言いますと、ご存知のように麦というのは、後半、高温・干ばつが入ってくると焼けてくるのですね。根が干ばつによって死んでいくのですよ。ところがそのときに全部が完熟になっていけばいいのですが、まだ未熟粒があるのですね。それがそのまま硬くなってしまふ、死に至るみたいなものですが、そうすると歩留まりすごく悪くなるのですね。これがいわゆる細麦というのですが、その細麦が干ばつになると非常に大きい。かん水した経過が自分はあるのですが、99.何%になっていました。粒が丸くなっていて「とうし」から抜けない。そうして倒伏の恐れ心配がない。後半ですから、時期が若干遅れますけど、そういう品質面でも良くなるという増収効果があります。

それから馬鈴しょについても、町長の言われるとおり、今最近ずいぶん畑作、輪作だけ組んでいる中で、馬鈴しょをつくって、そのあとに麦をつくって、ビートをつくるというパターンが非常に多いのです。今の食用馬鈴しょの状況等も農協で調べたのですけれども、今訓子府というのは、特別栽培が非常に多くなってきている。若干特別栽培というのは比較がゆるいのですけれども、一般馬鈴しょというのは非常に減ってきたと。今年からこの間も新聞に出ていましたように、加工の輸入がはじまっています。将来は加工はおそらく取られるだろうと思いますけども、そういう加工へ逃げてなんとか体系を守ってきたのですが、それももう頭打ちです。いかにそうか病を減らすかというようなことから、これも新聞報道でも出ていましたけれども、今年からその実践に入ると、動くそうですけれども、十勝の芽室町で3地区で67台か70台近いかん水機を入れて、町あげて馬鈴しょの町をアピールしていくと、取り組んでいくと。これ全体じゃないのですけど、3地区ですからまだほかにもあるのでしょう。これから出てくるのかもしれませんが、そのことによってそのかん水をしていくと。そして、いわゆるそうか病をなくすと、良質の馬鈴しょをつくる。そういう取り組みをはじめている町もあります。この中で、ホットランドと確か言っていましたけども、毎年こっちからも出向いて、その技術を盗もうと。なかなか教えない

のだそうですね。あっちのほうはもう馬鈴しょどんどん動いていますから、海外の他の国が動いて、輸出品になっているのでしょう。そんなことで非常にその技術を教えてくれないと。もう2年目になるのだけでも、今年もやるそうです。向こうからもよく飲まして、食べらして、なんとか聞き出そうということでやっているそうですが、当初は6月の上旬というような馬鈴しょのそうか病対策の水不足によるそうか病を止めるため6月の上旬だと言っていたそうですけれど、どうももっと早いと。5月の下旬ぐらいから入らないと、6月の中ぐらいの間が一番その泊めやすいというようなことです。それぞれどんな地区でもかん水というのは、網走管内もずいぶん増えていきますし、十勝もずいぶん進んでいます、この地区も進んでいる。常呂川沿線が残っているぐらいなのかなというような感じがするのですが、そういうことで輪作体系だとか、いろいろ守っていこうと。あるいは、その風害対策に非常に斜里もそうなのですが使うのですね。畑の土が飛んで、作物を痛めて枯らしてしまう。これは最近てん菜も直販が増えてきそうでもありますし、十勝は特に多い。風害に、訓子府も玉ねぎがやられた経過がありますけれども、そのほかに畑の中にはいろいろある。麦もあるものですから泊まるそうです。そういったもろもろ含めて各地区が努力して、そのかん水の効果をあげている。あんまりやりすぎると腐ったりする。今町長言ったように、防除費用がうんぬんで、たぶんそんな話だったと思いますが、5月の下旬から6月の上旬のかん水というのは馬鈴しょにはそんなに影響がないのですね。大きくなっていません。玉ねぎはやっぱり病害虫、虫は減りますけども病気が出やすい。今最近言われるブームというのですけども、スプレーの竿のような形で上から網のような形で落とすということ、あれが出てから表面を叩いて土を弾かさない。その土の中にいろんな土壌菌がありますから、病原菌もありますから、そのことでかなり効果が上がってきたと。傾斜地でも流れにくいとかいうことだそうです。そんなことで、いろんな作物の効果というのはあるのですけれども、やはり問題は町長いつも中国とかドイツとかの話しますけれども、たぶん北極の氷が2070年と言っていましたから、もうあと65年ぐらいしかない。我々ももちろんいせんけども、ゼロになるというような報道も最近されました。海水温が上がる熱帯林が干ばつによって砂漠化していくだろうとか、中国はまだまだ砂漠が増えるとかありますが、そういうことで異常気象に備えるということから考えていくと、農業の町訓子府、さらなる農業の町訓子府の構築のためにはどうしても将来こういう計画を立てていかなければならないのではないかなと。そういう考えを持つのですけれども、町長どのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 畑地かんがいについてのお尋ねですけれども、収量の問題等につきましては、もう言われたとおりというふうに考えております。それでこれからの進め方については、これにつきましては、先ほど答弁の中でも言いましたけれども、町の姿勢としては平成6年から平成12年まで一応7年間にわたってかなりの費用、国費ですけれども、かけた中で畑かんには移行しないというような結論を今出したという状況で、今止まっているということでございます。

それで、それから今山本議員おっしゃいましたように、いろんな情勢も変わったと思います。おそらく農家の発想もひょっとしたら変わっているのかもしれない。そこら辺につきましては、今の段階では町に届いておりませんので、きたみらい農協として実は北見

地区農振協の幹事会の中でちょっと話も出たのですけども、きたみらい農協として、どの程度意向変化したのかというようなことは確認したということで、今意向調査の中、準備をしているように聞いております。ですから、そこら辺の結果を見た中で、町として対応を決めていかなければならないのかなというふうに考えております。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） これは例えば、ちょっと外れるかもしれませんが、水利権を持っておられる土地改良区の中で、放棄した分というのはだいぶんあるのですかね。水利権を放棄した。個人的にですよ。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 常呂川地区につきましては、特に形式上と言うか、見た目では畑にはなっているのですけども、ほとんど田んぼ扱いということになっております。

それで今回、昨年度一応更新が認められました。それでその水利権については、前回の更新とあまり面積自体は変わっていないというのが、転換畑に変換した部分がないので、その部分はあまり変わっていないということで、水田水利権として平成27年3月31日まで一応現状が認められたということでございます。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） 何年までです。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 平成27年3月31日までということでございます。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） これどうなんですか。用途変更というのは、水田にも使える、畑にも使えるというような、いわゆる用途変更というのは非常に難しいのですかね。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 今更新したのは、あくまでも田という形で更新しています。ただ、実際には田ではなくて畑に撒いている部分もあります。それで、もし一般的に言われるのは水田水利権を畑の水利権に転換する場合は、一般的に言われるのは事業を起こして、大々的に畑かん事業を行って、それで転換するというようなことが一般的に言われている。ただ、現状ではお金をかけない中でどうにか使わせていただいているということで、土地改良区としても当面このまま進めたいという組合の意向を持っているということでございます。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） 農業団体もどういう考え持つかわかりませんが、おそらく今どこもそうなのです。水戦争になるだろうと騒がれておりますね。例えば下の方で、畑かんをはじめたということになったときには、田んぼに使ってない分については、あるいは一般の小さい河川でも水の盗水を止めなければならないというような話もあるのですけれども、そういったこの将来異常気象を考え、これを予測すると、このままでは平成27年まで放っておいても心配ないという判断でいいのですか。答えなくてもいいけども、なんかそういう、答えなければ答えていいのですが、非常に我々もそこを心配しているのですね。なんか良くわかりませんが、開発局かどこから毎年見に来て、開発局なのかどこかわかりませんが、見に来て指摘するのだそうですね。「あれ、田んぼに撒いてな

いじゃないか。田んぼに入っていない、畑でないのか」そういううるさい課あるのですね。いつまでもそうはならない、目をつぶれないかもしれないというような話をしていましたけども、その点についてはどのように考えていますか。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） この更新につきましては、10年に一遍ということですが、今のことは毎回同じことが言われている。毎回どうにかなっているというような経過もあります。確かに、いろいろ土地改良区の組合員も、やっぱり更新されないということもあり得るかもしれないということで、かなり気にはしています。ただ、だからといって莫大なお金をかけて今の負担を増やしてまで、事業を展開するかと言ったらそういうようなあれはもっていない。それで今組合員さんが言っているのは、要するにファームポンドで上まで上げるというのではなくて、小規模な例えば道営規模で、今留辺蘂なんかはそういう形で大和のところを検討していると思いますけども、そんなものでできないだろうかというようなことをちょっと調査してほしいということをお願いをされていて、私、今土地改良区の参事もやっているものですから、今組合員さんには実際に畑と言いますか、転作畑になるのですけども、どこに撒いているかというような調査を今集約しているというようなことで、平成27年まで放っておこうという考えではないということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） まだ昼までちょっと時間があるので、もう少し伺いたいと思います。

何と言うのですかね。調査することについては、これ国費100ですよ。私は調査をしてもらって、例えば訓子府の水利権で900あるのだと。畑かんに使う場合でも、約3倍の面積はできる。当然、「訓子府だけではなくて、上常呂、端野までやれるよ」なんて言っていましたけど、そんなことにはなりませんからね。3倍の面積ができるということになると、下台で使っても相当量はあまるということだとすると、将来やっぱり異常気象の中では、考える価値があるのではないかと考えていますし、それから調査をして、すべて作ってたたき台をつくらないと、農家に示さないと言明は何もできませんよ、ただやりますでは。5%、7%ぐらいですか。地元負担と言いますか、行政も含めて。ただ行政がきつい。だから農家四分六でなくて、5%頼むと言ったとしたら、5%に例えばしても、600万円ぐらいのかん水機が、かん水機に例えればですよ。何ぼになる。5×6=30、30万円ぐらい。30万円ぐらい機械入ってくるようになりますよね。単純に、単純にですよ。農家の方も心配しているのです。自分で古いけど持っているから我慢して、それ50万円か100万円ですって30万円を買ったらいいじゃないの。配管の本管から離れた配管は出さないとならないそうですけども、そういったことを含めると、調査費だけはつけて、一つ農家の人たちが判断する材料にするために、調査費はつけ出すべきかなと。それと、やっぱりそこからはじまらないと議論ができないと思うのですけども、その点についてどうでしょう。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 前回の調査、平成6年から平成12年まで先ほど7年間。かなりの額というのは4億5,400万円かけて調査した経過があります。それで、その

中で当然その土地改良区の水を振り向けたら何町程度になるかとか、そういった調査も出ております。ですから、今農協さんのほうでたぶん調査するのは、おそらく意識がどれだけ変わったかという程度だと思います。そこら辺はまだこれから協議しますけども、ファームポンドで高台まで上げたらおおよそどの程度、あるいは近隣でも実際実績、やっている実績ありますで、そこら辺で概ねの程度の負担ならたぶん出せると思うのです。ですから、おそらく国費の調査を入れて、まず第1段階の話していますけども、第1段階として、そこまで入れて大々的に調査するというにはならないと思います。ただ、1回目その試算である程度調査した中で、これは意識も変わってきたなということになったら、また話は変わるのかなと思いますけども、とりあえずのことは前回でかなり詰めていますので、おそらくそれを使った中で調査していくという形にとりあえずはなると思います。

議長（柴田喜八君） 山本議員。これ大切な問題で、まだ質問続くとすれば午後からにしたいのです。午後から継続ということに。

それでは昼食のため休憩といたします。午後は1時から開催します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

議長（柴田喜八君） 定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

山本朝英君。

4番（山本朝英君） それでは満腹感の中でちょっと気分的に締めていかなければならないなと。あと残りまだずいぶんあるのですね。聞きたいと思います。若干、申し漏れたところも含めて伺いやお話をしたいと思いますが、まず冒頭の中で私が昨日までの農業予算の突出の関係等相反する内容ですからお話をさせていただいたのですが、その中で自分で勘違いしていたのかな、ちょっと外れる、議長に怒られるかもしれませんが、もともと自分は合併というのはこう思っていたのですが、ちょっといいですかね。外れますけど、当面の間自立だという判断で自分はいたのですよ。そういうことを頭にもともとずっと当時からあったものですから、このことに対するこういう考えが自分もずっと続けてきていたのですけども、そういうことから考えると投資は前向きにやるべきだなという判断です。

自分の考え方が違っていたら違うんだと言ってもらっても結構なのですが、置戸との合併のときには、小さな合併でやり残した仕事をやって次の合併にというような話がありましたから、私もそのつもりであったということもありますが、間違っていたら指摘していただきたいと思いますが、そういったことを考えると、私は今国の情勢等々を考えると町長どう思っているか知りませんが、未来永劫自立なんてことはまず不可能だなと。こういうことを言っているかわかりませんが、おそらく数年後には次の合併がくるだろうと。まだ、この考えは変わっておりません。農業予算が突出したということについても十分わかるのですけれども、これは先ほども述べましたように非常に収量等も含めてきたみらいなんか今年も他の地区の農協を考えてもダントツだということなのですね。聞き取りをしますと。依然としてダントツにいますと。これはもう土地改良のおかげですというような判断をしていましたし、例えばそういうときに我々農業者ひとりの自分の個

人のことを考えても、行政も同じだと思うのですが、切り詰めるところは詰める。しかし、前向きの将来性のある投資というのは個人も借金してでも投資していくのですよ。そういう厳しいところを乗り越えるための投資をするのだということは行政も同じだという判断で、この問題についてお伺いをしているところでして、そういうことから考えた場合に農業の町訓子府として、将来さらにこの安定構築するためには、こういうこれからまだ3地区の畑総、今年ほどではないですけども、若干下がってきますけども、将来に向けての投資は当然するべきだと。なぜなら誰もいませんから話しますけれども、最悪の場合でも貯金を持っていこうと思っていませんよ。貯金を持っていく必要もないのかな。借金持って行けと言ったら聞き悪いですから、そういう計画も含めて、計画のないものは大きなところに吸収されたときに全然不可能になるだろう。せめてそういう前向きなものについては、やはり計画は当然ですけども、少し事業にかじっていたほうが、この訓子府の地域のためにはいいのかな。農業が良くなれば、訓子府の町の商店にもどうしてもお金が流れますよ。循環するということから考えますと、この問題についてはぜひ将来のことを考えてこの異常気象を考えていくと、この問題は取り組むべきだと。異常気象、地球環境を考えると取り組むべきことだと思っています。そんなことで今後の町の行政、先頭になって「お前らついて来い」という時代でありませんから、先ほど再三申し上げましたように農業団体、そういう声があれば、ぜひ一緒になって土地改良区の人たちとも間に入ったり、体制づくりを進めていくというような考えがあるかどうか。最後に、まだ相当時間ありますけども、町長の将来の訓子府の農業像も踏まえた中で、あるいはその世界的な異常気象等々もろもろ含めて考えたときどうあるべきか、あるいはもっと何かちょっと話それますけども、昨日から町長元気がない。そういう感じしてならないのですけれども、昔のように大きな声出したら相手が逃げるぐらいの前向きな姿勢でご答弁をいただければ幸いですけども、町長元気なところどうでしょう。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 前向きな答弁をしなければ元気がないと言われるので、前向きな答弁をしなければならぬのかなと思いますけれども、かん水につきましては、これはやはり大事なことだと思いますので、農協が今後農業者の意識調査をするようにも聞いておりますので、その結果に基づきまして、参考にして検討させていただきたいと思います。

ただ、私は町長になって就任以来、特に訓子府に来て思ったことは、やはりこれからの時代にますます我が国にとっては、農業が大事になるなど。農家の利益じゃなくて国益として、農業をしっかり守るといふぐらいの姿勢になっていかなければだめだというふうには私は思うようになりましたし、私は未だにこの考え方は間違っているとも思っておりませんので、農家の皆さんにやる気を起こさせる農政ということを考えてときに、やはり農家に極端に負担をかけるのではなく、そして、またこれからの異常気象等のことを考えれば、基盤整備がきちんとできているかできていないかで、その被害の程度というのは相当違ってくると思いますので、そういったことも含めて私はかん水であろうと何であろうと、この農業の基盤整備という問題等につきましては、しっかり自治体としても支援できるところは支援をする。農協ともその辺をしっかりスクラムを組んで、対応していかなければならないと思いますし、また国に対してもこのことをまたさらに今後も強く申し上げて、そして国が本当に日本の食糧基地としての役割を担っている特に北海道の農家の皆さんが元

気を出してこれからの農業に取り組めるような、そういう環境構築に努めてまいりたいと
そのように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） 大変前向きな町長の意見をいただきましたので、心を大きく農業
も夢を持って取り組んでいけるものと、若い世代も思っていると思います。

先ほど話した自分の錯覚がどうかわかりませんが、話した私は当面自立という判
断していたのですが、そのことについてはそういうことで助役さんでも町長さんでもいい
のですが、よろしいのですかね。変えなければなりませんか。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） この合併問題は、やはり国の財政問題がその背景にあるわけでし
て、3,200ほどあった自治体を国は1,000以下にしようというふうを考えて、こ
の提案をされているわけなのです。これを間に受けて、やはり先に合併したところが損し
て、合併しなかったところが得するようなことは許されないと思います。そうした意味で
は、やはり国はもう1,000以下の自治体にすることを前提として、今がんばっておら
れると思いますので、私どもとしましては小さな合併のほうが住民サービスという面で手
が行き届くという、昭和の大合併の例からみてそういう判断をさせていただいて、小さな
合併を選択したわけですが、いろいろな問題から住民のアンケートの結果、反対が
多かった関係からこの合併問題については、置戸との合併は断念したわけですが、
これで終わりかという決してそうではない。やはりもっともっと迫られてもくると思
いますので、そのときは然るべき判断をしたいというふうに思っております。

最終的にどういう形になるかという、まだはっきり申し上げることはできませんけれ
ども、当初網走管内3市23町村ありましたが、最終的にこの網走管内の自治体の
数は3市になるか4市になるか、その辺までやらざるを得ない環境になってくると思
いますので、その時点ではまた大きな視点で私どもの町も考えていかなければならな
いと思っております。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） わかりました。そしたら従来どおりそういう判断でいいのかなと。
自分もそのつもりで今後活動したいと思っております。

若干漏れたところもありますけども、かん水における病気の関係ありますけども、せ
かく町長にいい答弁もらったあとで、こんなこと漏れたこと言っていたら後戻りしたら困
りますので、まだだいぶ時間あるのですけども私の質問をこれで終わります。ありが
とございました。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

予算審査特別委員会設置

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

平成18年度各会計予算及びこれに関連する議案を審議するため、議長を除く議員をも
って構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第13号、議案第16号から議案第22
号、議案第25号、議案第27号及び議案第6号から議案第11号までの各案を付託する

ことにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、議長除く議員を予算審査特別委員に選任し特別委員会に議案第13号、議案第16号から議案第22号、議案第25号、議案第27号及び議案第6号から議案第11号までの各案の審査を付託することに決定いたしました。

休会の議決

議長(柴田喜八君) お諮りいたします。

予算審査特別委員会の審査のため、ただいまから付託案件審査終了までの間、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、ただいまから予算審査特別委員会に付託した案件の審査が終了するまでの間、休会とすることに決定いたしました。

散会の宣告

議長(柴田喜八君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時36分